

『登米市ときめき生活応援商品券』取扱要領

1. 目的：長期化するコロナ禍に伴う新たな支援策として、全市民に「登米市ときめき生活応援商品券」を配布し、市民の生活支援及び市民の消費喚起による市内経済活動を支援します。
2. 事業主体：登米地域商工会連絡協議会（事務局：登米みなみ商工会）
登米中央商工会・みやぎ北上商工会・登米みなみ商工会
3. 商品券：お一人様1セット3,000円分（500円券6枚綴）
（内訳）地元券（一般小売店等） 4枚（2,000円）
共通券（一般小売店等・大型店併用） 2枚（1,000円）
※一般小売店等とは、地元のお店（地元資本の小売・飲食店等）を指し、大型店とは大規模小売店舗立地法に伴う店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗（地元資本の店舗を除く）又は県外に店舗を展開する全国チェーン店をいう。但し、フランチャイズ店やボランタリーチェーン店は一般小売店等とみなします。
4. 配布対象者：登米市内全市民（令和4年5月1日住民登録者）
※世帯分の商品券を登米市から世帯主へ『ゆうパック』により送付します。
5. 発行予算額：2億2,950万円（76,500セット）
6. 取扱店：登米市内に事業所・店舗等を有する事業者
※取扱店は商品券に同封される「取扱店一覧」、各商工会ホームページ、登米市ホームページ及び店頭に掲示する「取扱店証」で市民に周知します。
7. **使用期間：令和4年7月1日（金）～12月31日（土）（使用期間後は無効）**
8. 使用方法：取扱店で現金と同様に使用できます（お釣りは出さないものとします）
9. 使用対象：取扱店の商品及びサービス等
（診療報酬も患者負担分は使用対象とします）
※商用決済資金、切手・印紙・プリペイドカード、その他商品券等換金性の高い物、不動産、金融商品、たばこ等は対象外とします。
※尚、取扱店で使用できない商品等がある場合は、取扱店側でお客様に周知して下さい。
10. **換金期限：令和5年1月25日（水）**
11. 換金方法：指定口座へ振込
※取扱店は、市内商工会本所・支所の窓口で回収した商品券を持参し、換金手続きを行って下さい。
※換金は、換金請求書（後日送付）に換金枚数を記入し、回収した商品券と共に商工会にご持参下さい。
※換金する商品券の裏面には必ず事業所名を明記（ゴム印等）してご持参下さい。
※後日口座振込みにて決済いたします。（現金及び小切手での対応はいたしません。）
※取扱店への振込みは月2回とします。
※締切日は、原則毎月5日・15日とし、振込日は、15日・25日とします。
締切日、振込日が土日・祝日の場合は、翌営業日とします。
※振込口座は、七十七銀行、仙台銀行、仙北信用組合、石巻商工信用組合、一関信用金庫、石巻信用金庫、ゆうちょ銀行、農協等の口座とします。（インターネットバンクは対象外）
※換金にかかる手数料は、無料とします。
12. 遵守事項：本事業の性質上、取扱店間での商品券の使い回しは、厳禁とします。